

# 防犯カメラの設置及び運用に関する ガイドライン

平成24年10月  
(平成25年6月改定)  
(平成29年5月改定)  
(令和元年10月改定)  
(令和2年6月改定)

三 田 市

## 【ガイドラインの作成目的】

防犯カメラについては、犯罪の発生が多い地域に設置することにより、犯罪者への心理的な抑制などの効果が期待され、犯罪の防止に役立つものとして関心も高まっています。一方で、最高裁判所の判例では、憲法第13条（個人の尊重）を根拠とし、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有する」などとされており、「映像を他の目的で使われプライバシーが侵害されるのではないか」などの不安を感じるとの声もあることから、プライバシーの保護に十分配慮した運用が求められます。

本ガイドラインは、個人のプライバシーが侵害されないよう防犯カメラを設置する際の手続き及び設置後の防犯カメラの運用、管理の方法をまとめたものです。本ガイドラインを参考に、防犯カメラの適正な運用に努めていただきたいと思います。

## 【防犯カメラを適正に運用するために配慮すべき内容】

### 1 防犯カメラの定義

防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、公道等不特定多数の者が利用する場所に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものです。地域主体で設置する場合、設置主体は、区・自治会及びまちづくり防犯グループ等の地域団体（以下「区・自治会等」といいます。）とします。

### 2 防犯カメラの運用責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ操作担当者（以下「管理責任者等」といいます。）を指定します。管理責任者等は、防犯カメラの効果的で適切な運用を図ります。個人の画像データが盗まれたり、本人の知らない間に社会に出回ったりするようなことは絶対に避けなければなりません。管理責任者等は、防犯カメラの映像（画像データなど）はもちろんのこと、撮影された映像から知り得た情報も他人に漏らしてはいけません。これら情報の不正な取扱いは、法的責任を負うこととなりますので、十分にご留意ください。

### 3 防犯カメラの撮影区域・設置していることの表示

防犯カメラの撮影区域は、必要最小限とし、防犯カメラが設置されている旨と設置者の名称を表示します。どこにカメラがあるのかなどの表示が適切でないと、いわゆる「盗撮」と同じ行為と考えられ、トラブルになる危険性があります。また、カメラの角度を調整するなどして、住宅などの私的空間が映りこまないようにします。特定の住宅が写りこむ場合は、その所有者・居住者などの同意を得ることが必要です。

### 4 防犯カメラにより撮影された映像の適正な管理

映像及び記録媒体は、次の事項に十分留意し、適正に管理してください。

- ① 映像の加工や不必要な複写は行わない。
- ② 施錠可能な保管庫等に保管し、盗難及び散逸の防止に厳重に努める。  
⇒ 管理責任者等以外の視聴や盗難の防止
- ③ 関係者以外の立ち入りや外部への持ち出しを禁止
- ④ 保管期間は、撮影を行った日の翌日から起算して原則として7日間以上14日間以内とします。  
⇒ 画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止

- ⑤管理期間経過後は、速やかに映像を消去すること。（復元が不能となるように確実に消去します。廃棄する場合は、破砕するなど画像が読み取れないようにします。）

## **5 防犯カメラにより撮影された映像の提供の制限**

映像及び記録媒体は、次の6に定められている場合を除き、第三者への閲覧・提供を禁止します。

## **6 防犯カメラにより撮影された映像の提供**

管理責任者は、法令の規定に基づき捜査機関等から次に掲げるいずれかの場合に該当するとして捜査関係事項照会書により撮影映像の提供を求められたときは、当該撮影映像を提供することができます。

- ① 発生した犯罪事実の捜査に関し必要がある場合
- ② 行方不明事案の捜査に関し必要がある場合
- ③ 交通事故の原因究明に関し必要がある場合

上記の規定により提供の依頼があったときは、管理責任者は速やかに依頼内容を審査提供の可否を判断するものとします。

また、提供の依頼が、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第6条の2に規定する犯罪の捜査に関するものである場合は管理責任者は撮影映像を提供してはなりません。ただし、刑事訴訟法第218条第1項の規定による令状による場合は、この限りではありません。

## **7 防犯カメラにより撮影された映像の利用等**

前項目の規定により、撮影映像の提供を受けた捜査機関等は、規定する目的以外の目的で画像を利用してはなりません。また、撮影映像が不要になった場合は、遅滞なく撮影映像に係る資料及びデータを破棄し、又は削除しなければなりません。

## **8 苦情等への対応**

管理責任者は、防犯カメラの運用に関して苦情を受けたときは、責任をもって、速やかに対応し、適切な措置を講じてください。

## **9 防犯カメラを設置する際の留意点**

防犯カメラの設置に対する考え方は、千差万別で複雑なのが現状です。また、機器代・設置費用とも高額で、維持管理にも相当な負担と費用がかかりますので、地域内での合意形成は慎重に行ってください。また、公道上に設置する場合は、防犯カメラについての道路占用許可が必要です。

三田市道の場合の申請書の提出先は、市道路河川課ですが、関係書類（防犯カメラの運用基準、住民の合意を示すもの、防犯カメラの設置場所及び撮影場所がわかる図面、防犯カメラの仕様がわかる資料など）の作成については、事前に市危機管理課へご協議ください。市危機管理課との協議を済ませたうえで、市道路河川課への道路占用許可申請を行ってください。

## **10 防犯カメラの運用基準の作成**

防犯カメラの設置者は、上記7までの内容を踏まえ、防犯カメラの設置・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態にあわせ、概ね次の事項を盛り込んだ管理・運用に関する運用基準を定めてください。

- ①設置目的
- ②設置場所
- ③設置の表示
- ④管理責任者等の指定
- ⑤画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止などの画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保存期間、消去（廃棄）方法
- ⑥画像の利用、提供の制限
- ⑦秘密の保持
- ⑧苦情の処理
- ⑨その他必要な事項

## **1.1 その他**

区・自治会等が、県等、公共機関の補助を受けて防犯カメラを設置しようとするときは、この「ガイドライン」に基づき書類等の内容を市危機管理課で確認させていただいた後、設置を行っていただくこととします。ガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護など人権を侵害することがないように十分配慮してください。なお、これらに基づき、適正な設置運用が行われているか否かの確認を市危機管理課が行うことがあります。また、ガイドラインは、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことがあります。

**このガイドラインに関するお問い合わせやご相談は、**

**下記までご連絡ください。**

**三田市役所 危機管理課 079-559-5057**